

公益社団法人福島県栄養士会職域協議会及び支部運営規程

制定施行 平成25年4月1日
一部改正 令和3年7月31日

(総 則)

第1条 この規程は、定款第37条及び第38条に基づき定款施行細則第2条及び第3条に定める職域協議会及び支部の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職域及び支部の定義)

第2条 職域及び支部の定義は、別表のとおりとする。

(事 業)

第3条 第2条に定める協議会及び支部は、当該職域・支部における公益目的事業の企画、立案を行い実施に当たり、その推進を図るものとする。

(組織上の位置)

第4条 第2条に定める協議会は、定款施行細則第2条第2項に定める「職域協議会」、支部は第3条第2項に定める「支部」に属する。

2 事業の実施に当たっては、当該職域協議会及び支部と連携できる。

(職域担当理事・支部理事)

第5条 職域担当理事及び支部担当理事は、理事会で決定するが、職域協議会及び支部の推薦を考慮する。

2 職域担当理事及び支部担当理事は、理事会の意を受けて当該職域・支部の運営に携わる。

3 職域・支部担当理事を推薦できない職域・支部がある時は、理事会において担当理事を決める。

(企画運営委員と職務)

第6条 職域協議会及び支部にそれぞれ企画運営委員4人以上10人以内を置く。

2 企画運営委員は、当該専門領域に関する事業に責務を持つ。

3 企画運営委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。但し、企画運営委員が欠けた場合の補欠の企画運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

(企画運営委員会)

第7条 企画運営委員会は、企画運営委員で組織する。

2 企画運営委員長は、職域及び支部担当理事が務めるものとする。

3 企画運営委員会は、企画運営委員長が招集する。

4 企画運営委員会は、職域及び支部の企画・立案・実施に当たるものとする。

(研修会等)

第8条 職域協議会及び支部は、当該職域、地域の専門性の強化、向上を図るための研修会を開催しなければならない。

(職域及び支部の予算、決算)

第9条 職域協議会及び支部の予算・決算は、理事会の承認を得なければならない。

(規程の変更)

第10条 本規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

別表 職域の定義 (定款施行細則第2条第1項)

職域の名称	主な就業施設	主な専門業務
(1) 医療協議会	病院等の医療施設、診療所、在宅医療、歯科医療、保険薬局等	個々の患者に対応した栄養・食事管理。疾病の重症化の予防および治癒・改善。臨床研究
(2) 学校健康教育協議会	幼稚園、小・中学校・特別支援教育諸学校及び夜間定時制高校等	栄養管理基準に基づいた栄養食事管理。学童、生徒等を対象とした食育の推進
(3) 勤労者支援協議会	企業（給食会社、食品会社等）、事業所、矯正施設、自衛隊等	栄養管理基準に基づいた栄養食事管理。勤労者を対象とした生活習慣病の予防・食育の推進
(4) 研究教育協議会	管理栄養士・栄養士養成施設等教育機関（大学・短大・専門学校）、研究機関、企業等	管理栄養士・栄養士等の養成教育。健康・栄養分野に関する研究並びに科学的根拠の構築
(5) 公衆衛生協議会	縣市町村、保健福祉事務所、保健所等	地域住民に対する各種健康・栄養指導の実施。特定給食施設への指導・調査。健康増進計画等の作成と推進。災害危機管理の食支援。食育の計画・実施
(6) 地域活動協議会	開業、フリー活動者等	すべてのライフステージを通じた栄養食事指導、食育、給食管理、各種養成施設での栄養教育等
(7) 福祉協議会	児童福祉施設、老人福祉施設、社会福祉施設、介護保険施設等	栄養管理基準に基づいた栄養食事管理。乳幼児・児童及び保護者に対する食育の推進。高齢者施設・介護保険施設、障害者（児）施設入所者等のQOLの向上

支部の定義 (定款施行細則第3条第1項)

支部の名称	地 域
(1) 県北支部	福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡
(2) 県南支部	郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡 白河市 西白河郡 東白河郡
(3) 会津支部	会津若松市 喜多方市 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 南会津郡
(4) いわき支部	いわき市
(5) 相双支部	相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡